(別記様式第1号)

| 計画作成年度 | 令和5年度 |
|--------|-------|
| 計画主体 | 府中市 |

府中市鳥獸被害防止計画

<連絡先>

担 当 部 署 名 府中市経済観光部農林課所 在 地 広島県府中市府川町 315 番地電 話 番 号 0847 - 43 - 7132 F A X 番 号 0847 - 46 - 1535 メールアドレス norin@city. fuchu. hiroshima. jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

| 対象鳥獣 | イノシシ・シカ・サル・小動物(アナグマ・ ヌートリア・アライグマ) |
|------|--------------------------------------|
| 計画期間 | 令和5年度~令和7年度 |
| 対象地域 | 府中市全域 |

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1)被害の現状(令和3年度)

| 鳥獣の種類 | 被害の現状 | | |
|-----------|----------|--------------------|--|
| | 品目 | 被害数値 | |
| イノシシ | 水稲 | 3,576 (千円) 3.84 ha | |
| | 野菜 | 60 (千円) 0.04 ha | |
| | 果樹(柿、栗等) | 12 (千円) 0.02 ha | |
| | いも類 | 38 (千円) 0.05 ha | |
| シカ | | 把握はないが実態あり | |
| サル | 野菜 | 133 (千円) 0.08 ha | |
| | いも類 | 23 (千円) 0.03 ha | |
| 小動物(ヌートリア | 野菜 | 0 (千円) 0.09 ha | |
| ・その他獣類) | | | |

(2)被害の傾向

府中市では、市内全域で耕作放棄地や荒廃山林の増加により、イノシシ、 サルが、人の生活圏域へ侵入を拡大し、農作物被害が増加している。

① イノシシ

イノシシによる被害は、山間地域を中心に年間を通して発生しているが、民家のすぐ横や、府中市南部の市街地まで出没しており、水稲、野菜、果樹等の農作物や冬季には、特に畔、石垣、側溝の被害が全市的に広がって市民生活を脅かしている。

2 サル

サルによる被害は、年間を通して発生している。特に、野菜類への食害、果樹被害が多くなっている。

被害区域は、山間地域を中心に諸毛町、僧殿町、篠根町、阿字町、栗 柄町、荒谷町、広谷町と被害区域が旧府中市全域に広がり、30から50頭 前後の群れが移動しながら被害を及ぼしている。また、上下町でも被害 は拡大している。

③ 小動物(アナグマ・ヌートリア・アライグマ等)

近年、小動物の被害も増加しており、特に野菜類(大根・いも)果実類(ブドウ・イチゴ)の食害が多くなっている。また、上下町、久佐町、阿字町では、ヌートリアによる被害も出ている。

(3)被害の軽減目標

| 指標 | 現状値(令和 | 3 年度) | 目標値(令 | 和7年度) |
|--------|---------|---------|----------|---------|
| イノシシ被害 | 4. 07ha | 3,686千円 | 3. 11 ha | 2,952千円 |
| シカ被害 | 0ha | 0千円 | 0.00 ha | 0千円 |
| サル被害 | 0. 11ha | 156千円 | 0. 03 ha | 18千円 |
| 小動物被害 | 0. 09ha | 0千円 | 0.00 ha | 0千円 |

(4) 従来講じてきた被害防止対策

| 横寒 ・猟友会に捕獲事業業務を委託 ・毎年、発生予察に基づいた捕獲 ・調整 ・捕獲事業を実施 ・捕獲隊への捕獲報奨金の交付 ・隣接市町と連携した捕獲体制 の整備 ・担い手確保のため、狩猟免許 取得更新補助金の交付 ・捕獲器(箱わな)を導入し、 地域への貸し出し ・捕獲鳥獣の市焼却施設での受け入れ ・市補助事業で防護柵設置に係 の設置 ・高齢化や人口減少が進んだ地域する取 ・在要対策に関する取 ・での防護柵を設置 ・高齢化や人口減少が進んだ地域は ・での防護柵を設置 ・高齢化や人口減少が進んだ地域は ・での防護柵を設置 ・高齢化や人口減少が進んだ地域は における大規模な侵入防止柵の ・での開催 ・関重をごの関係をの開催 ・関事業を活用し、環境改善を ・集落ぐるみで取り組む環境改善 ・集落ぐるみで取り組む環境改善 ・集落ぐるみで取り組む環境改善 ・集落ぐるみで取り組む環境改善 ・集落ぐるみで取り組む環境改善 ・集落ぐるみで取り組む環境改善 ・集落ぐるみで取り組む環境改善 ・集落ぐるみで取り組む環境改善 ・集落ぐるみで取り組む環境改善 ・集済でるみで取り組む環境改善 ・集済であみで取り組む環境改善 ・集済であみで取り組む環境改善 ・集済であみで取り組む環境改善 ・集済であみで取り組む環境改善 ・集済であるで取り組む環境改善 ・集済であるで取り組む環境改善 ・集済であるで取り組む環境改善 ・集済であるで取り組む環境改善 ・集済であるで取り組む環境改善 ・集済であみで取り組む環境改善 ・集済であるを ・集済であるで取り組む環境な善 ・集済であるで取り組む環境改善 ・集済であるを ・集済であるを ・集済であるを ・集済であるで取り組む環境改善 ・集済であるを ・集済である ・集済であるを ・集済である ・集済であるを ・集済であるを ・集済であるを ・集済であるを ・集済であるを ・集済であるを ・集済であるを ・集済である ・集済であるを ・集済であるを ・集済である ・集済である ・集済である ・集済であるを ・集済である ・集済を ・集済である ・集済である ・集済である | (T / I/L / | ト語してきた秋吉切上が来 | |
|--|-------------|----------------|-----------------|
| に関す ・捕獲隊への捕獲報奨金の交付 ・隣接市町と連携した捕獲体制 の整備 ・担い手確保のため、狩猟免許 取得更新補助金の交付 ・捕獲器(箱わな)を導入し、 地域への貸し出し ・捕獲鳥獣の市焼却施設での受け入れ 防護 柵 ・ 市補助事業で防護柵設置に係 の設置 ・ る経費の事業費の1/2を補助 ・ 国の交付金を活用して集落単する取 ・ 被害対策に関する講演会・研修会の開催 | | 従来講じてきた被害防止対策 | 課題 |
| ○取組 ・捕獲隊への捕獲報奨金の交付 ・隣接市町と連携した捕獲体制 の整備 ・担い手確保のため、狩猟免許 取得更新補助金の交付 ・捕獲器(箱わな)を導入し、 地域への貸し出し ・捕獲鳥獣の市焼却施設での受け入れ ・ 市補助事業で防護柵設置に係 の設置 ・ る経費の事業費の1/2を補助 等に関ウライ金を活用して集落単する取り位での防護柵を設置 ・ で被害が増加している ・高齢化や人口減少が進んだ地域における大規模な侵入防止柵の設置及び維持管理が困難である修会の開催 | 捕獲等 | ・猟友会に捕獲事業業務を委託 | ・毎年、発生予察に基づいた捕獲 |
| ・隣接市町と連携した捕獲体制 の整備 ・担い手確保のため、狩猟免許 取得更新補助金の交付 ・捕獲器 (箱わな)を導入し、地域への貸し出し ・捕獲鳥獣の市焼却施設での受け入れ ・市補助事業で防護柵設置に係の設置 る経費の事業費の1/2を補助 ・国の交付金を活用して集落単する取 位での防護柵を設置 ・被害対策に関する講演会・研 設置及び維持管理が困難である 修会の開催 | に関す | し、捕獲事業を実施 | 計画を立てて対応しているが、耕 |
| の整備 ・担い手確保のため、狩猟免許取得更新補助金の交付・捕獲器(箱わな)を導入し、地域への貸し出し・捕獲鳥獣の市焼却施設での受け入れ 「防護 一・市補助事業で防護柵設置に係の設置 る経費の事業費の1/2を補助等に関する取が一位での防護柵を設置・被害対策に関する講演会・研修会の開催 ・市街地周辺への出没が増加している・捕獲従事者の高齢化や担い手の不足 ・「・防護柵設置集落の周辺集落において被害が増加している・「高齢化や人口減少が進んだ地域における大規模な侵入防止柵の設置及び維持管理が困難であるをの開催 | る取組 | ・捕獲隊への捕獲報奨金の交付 | 作放棄地の拡大より被害は減少 |
| 担い手確保のため、狩猟免許取得更新補助金の交付・捕獲器(箱わな)を導入し、地域への貸し出し・捕獲鳥獣の市焼却施設での受け入れ 防護柵の設置・市補助事業で防護柵設置に係の設置を経費の事業費の1/2を補助・国の交付金を活用して集落単する取はでの防護柵を設置・被害対策に関する講演会・研修会の開催 ・防護柵設置集落の周辺集落において被害が増加している・高齢化や人口減少が進んだ地域における大規模な侵入防止柵の設置及び維持管理が困難である修会の開催 | | ・隣接市町と連携した捕獲体制 | していない |
| 取得更新補助金の交付 ・捕獲器(箱わな)を導入し、 地域への貸し出し ・捕獲鳥獣の市焼却施設での受け入れ 防護 柵 ・市補助事業で防護柵設置に係 の設 置 | | の整備 | ・市街地周辺への出没が増加して |
| ・捕獲器(箱わな)を導入し、地域への貸し出し・捕獲鳥獣の市焼却施設での受け入れ 「防護 柵 ・市補助事業で防護柵設置に係の設置 る経費の事業費の1/2を補助等に関いるを活用して集落単する取り、国の交付金を活用して集落単位での防護柵を設置 ・被害対策に関する講演会・研修会の開催 ・被害対策に関する講演会・研修会の開催 | | ・担い手確保のため、狩猟免許 | いることにより捕獲活動が難し |
| 地域への貸し出し ・捕獲鳥獣の市焼却施設での受け入れ 「防護 柵 ・市補助事業で防護柵設置に係の設置 | | 取得更新補助金の交付 | くなっている |
| ・捕獲鳥獣の市焼却施設での受け入れ 防護 柵 ・市補助事業で防護柵設置に係の設置 | | ・捕獲器(箱わな)を導入し、 | ・捕獲従事者の高齢化や担い手の |
| け入れ | | 地域への貸し出し | 不足 |
| 防護 柵 ・ 市補助事業で防護柵設置に係 の設置 る経費の事業費の1/2を補助 いて被害が増加している ・ 高齢化や人口減少が進んだ地域 する取 位での防護柵を設置 ・ 被害対策に関する講演会・研 修会の開催 ・ 放きが増加している ・ 高齢化や人口減少が進んだ地域 における大規模な侵入防止柵の 設置及び維持管理が困難である | | ・捕獲鳥獣の市焼却施設での受 | |
| の設置 る経費の事業費の1/2を補助 いて被害が増加している ・ 高齢化や人口減少が進んだ地域 する取 位での防護柵を設置 ・ 被害対策に関する講演会・研 修会の開催 における大規模な侵入防止柵の 設置及び維持管理が困難である | | け入れ | |
| 等 に 関 ・国の交付金を活用して集落単 ・高齢化や人口減少が進んだ地域 はでの防護柵を設置 ・被害対策に関する講演会・研 修会の開催 | 防護柵 | ・市補助事業で防護柵設置に係 | ・防護柵設置集落の周辺集落にお |
| する取 位での防護柵を設置 における大規模な侵入防止柵の ・被害対策に関する講演会・研 修会の開催 | の設置 | る経費の事業費の1/2を補助 | いて被害が増加している |
| 組・被害対策に関する講演会・研設置及び維持管理が困難である修会の開催 | 等に関 | ・国の交付金を活用して集落単 | ・高齢化や人口減少が進んだ地域 |
| 修会の開催 | する取 | 位での防護柵を設置 | における大規模な侵入防止柵の |
| 15 5 7 10015 | 組 | ・被害対策に関する講演会・研 | 設置及び維持管理が困難である |
| 生 息 環 ・県事業を活用し、環境改善を ・集落ぐるみで取り組む環境改善 | | 修会の開催 | |
| — 10 M | 生息環 | ・県事業を活用し、環境改善を | ・集落ぐるみで取り組む環境改善 |
| 境 管 理 中心とした被害対策及びモ や侵入防止柵の適切な設置及び | 境 管 理 | 中心とした被害対策及びモ | や侵入防止柵の適切な設置及び |
| その他 デル圃場の設置 維持管理を普及する | その他 | デル圃場の設置 | 維持管理を普及する |
| の取組 | の取組 | | |

(5) 今後の取組方針

(有害捕獲) 捕獲について (国事業を活用)

- ① 捕獲隊による捕獲体制を拡充する。
- ② 箱わな導入を引き続き継続する。
- ③ ICTを利用した捕獲機材の導入により、効果的・効率的な捕獲の実施 に取り組む。
- ④ 収穫前での集中捕獲への取り組みをする。
- ⑤ 捕獲技術等の研修会を開催し、担い手の育成を行う。

(被害防除)防護について市事業を活用)

市補助事業のイノシシ防護柵設置事業補助金や中山間地域等直接支払交

付金等を活用して、市内全域で集落単位での効果的な侵入防止柵の設置を推進する。

(生息環境管理) (国・県事業を活用)

集落ぐるみで環境改善を中心とした鳥獣被害対策に取り組める地域の体制づくりのために啓発活動を推進する。また、周辺の山林草刈・整備を行うほか、野生鳥獣が近づかない集落環境づくりを推進する。

中山間地の周辺林地の草刈等の整備を行い、生息環境の管理を行う。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1)対象鳥獣の捕獲体制

府中猟友会及び上下町猟友会に捕獲事業を委託し、各猟友会において組織された有害鳥獣捕獲隊で捕獲活動を実施する。隣接する市町と連携し、市町界周辺区域での捕獲活動を円滑に実施する。

また、鳥獣被害対策実施隊は、府中市有害鳥獣捕獲隊及び府中市有害鳥獣捕獲隊上下方面隊と協議しながら、市内全域の効果的な捕獲が図られるよう、広報・啓発活動を実施する。

(2) その他捕獲に関する取組

| 年度 | 対象鳥獣 | 取組内容 |
|-----------------------|--------|------------------------|
| | | 市補助事業で免許取得・更新の補助等を行い、 |
| | 全般 | 鳥獣を捕獲する担い手の育成・確保を図る。 |
| | | 集落の環境改善及び効果的な防護柵の設置を |
| | | 推進することで、捕獲効率の向上を図る。 |
| | | 国の交付金により箱わな及びICTを利用し |
| | | た捕獲機材を導入し、捕獲体制を強化するととも |
| | | に、効果的・効率的な捕獲の実施を図る。 |
| 令和5年度 | イノシシ | 町内会に貸出す箱わなの増設とICTを利用 |
| γη υ - 1 χ | シカ | した捕獲機材を導入により捕獲の効率を高める。 |
| | サル | 地域が主体となって、追払いやICTを利用し |
| | | た捕獲機材を導入し、捕獲に取り組む。 |
| | 小動物 | 国の交付金により購入している小型箱わなを |
| | (アナグマ・ | 活用して捕獲に努める。 |
| | ヌートリア | |
| | ・アライグ | |
| | マ) | |
| 令和6年度 | 同上 | 同上 |
| 令和7年度 | 同上 | 同上 |

(3)対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方

広島県鳥獣保護事業計画や、特定鳥獣保護管理計画を踏まえ、適切な捕獲を実施していく。

近年の被害状況実績等を基に、府中市有害鳥獣捕獲対策協議会で実態に 即した対策が講じられるよう協議決定する。

近年、シカ・サル・小動物等の被害が発生していることから、今後は、 イノシシ以外の有害鳥獣についても、捕獲を強化していく。

令和3年度捕獲実績は、イノシシ捕獲数が366頭、サルの捕獲数が34頭、シカの捕獲数が47頭、アライグマ捕獲数が7頭、アナグマ捕獲数が11頭、タヌキ捕獲数が4頭、ヌートリア捕獲数が2頭、カラス捕獲数が7羽。

| 対象鳥獣 | 捕獲計画数等 | | |
|------------------|--------|-------|-------|
| | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 |
| イノシシ | 340 | 340 | 340 |
| シカ | 40 | 40 | 40 |
| サル | 30 | 30 | 30 |
| 小動物(アナグマ・ | | | |
| ヌートリア・アライ グマ) | 20 | 20 | 20 |

捕獲等の取組内容

イノシシ・シカ

イノシシ及びシカによる被害場所を中心に、国の交付金及び単市で導入した箱わな及びくくりわなを活用し、捕獲に努める。また、ICTを利用した捕獲機材を導入し、捕獲体制の拡充を図る。

②サル

国の交付金で導入したサル用くくりわな及びICTを利用した 捕獲機材を導入し、被害地区を中心に粘り強く捕獲に努める。

② 小動物(アナグマ・ヌートリア・アライグマ) 小動物による被害場所を中心に、国の交付金で導入した小型箱わなを活用し、捕獲に努める。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容 該当なし

(4) 許可権限委譲事項

| · · / HI BIEIDO | , |
|-----------------|---|
| 対象地域 | 対象鳥獣 |
| 全地域 | 権限委譲済み |

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1)侵入防止柵の整備計画

| 対象鳥獣 | | 整備内容 | |
|------------|------------------------------------|-------------------------------------|------------------------------------|
| | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 |
| イノシシ・シカ・サル | WM柵・ネット 2,000m 電気柵 6,000m | WM柵・ネット 2,000m 電気柵 6,000 m | WM柵・ネット 2,000m 電気柵 6,000m |

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

| 対象鳥獣 | 取組内容 | | |
|---------|------------|------------|------------|
| | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 |
| イノシシ・シカ | 点検,指導等(通年) | 点検,指導等(通年) | 点検,指導等(通年) |
| ・サル | 追払い活動 (通年) | 追払い活動(通年) | 追払い活動(通年) |

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

| 年度 | 対象鳥獣 | 取組内容 | |
|-------|------|-----------------|--|
| 令和5年度 | 全般 | ・設置した侵入防止柵の適正管理 | |
| | | ・集落による追い払い | |
| | | ・周辺環境整備、放任果樹の除去 | |
| | | ・有害鳥獣対策の指導及び普及 | |
| 令和6年度 | 同上 | 同上 | |
| 令和7年度 | 同上 | 同上 | |

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

| 関係機関の名称 | 役 割 |
|--------------|----------------------|
| 府中市 | 住民の安全確保、捕獲許可、捕獲隊への |
| | 捕獲指示 |
| 府中市有害鳥獣捕獲隊 | 府中市又は警察の指示による捕獲実施 |
| " 上下方面隊 | 同上 |
| 広島県警察 | 住民の安全確保、不測の緊急事態時の警職法 |
| | 第4条第1項による措置への対応 |
| 広島県東部農林水産事務所 | 捕獲等に関する情報提供、助言 |

(2) 緊急時の連絡体制

別図1参照

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲した鳥獣の効率的な処理施設の検討をする。

- 8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項
- (1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

| 食品 | 該当なし |
|-----------|------|
| ペットフード | 該当なし |
| 皮革 | 該当なし |
| その他 | 該当なし |
| (油脂、骨製品、角 | |
| 製品、動物園等で | |
| のと体給餌、学術 | |
| 研究等) | |

(2) 処理加工施設の取組

該当なし

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

該当なし

- (注) 処理加工に携わる者の資質の向上や、捕獲から搬入までの衛生管理の知識を有する者の育成の取組等について記入する。
- 9. 被害防止施策の実施体制に関する事項
- (1)協議会に関する事項

| 協議会の名称 | 府中市有害鳥獣捕獲対策協議会 |
|--------------|-----------------|
| 構成機関の名称 | 役割 |
| 府中市 | 協議会の運営・提言 |
| 福山市農業協同組合 | 農作物野生鳥獣被害対策の助言 |
| 庄原農業協同組合 | 農作物野生鳥獣被害対策の助言 |
| 府中市猟友会 | 鳥獣被害防止に関する助言・指導 |
| 上下町猟友会 | 鳥獣被害防止に関する助言・指導 |
| 府中有害鳥獣捕獲隊 | 鳥獣被害対策(捕獲)実施 |
| " 上下方面隊 | 鳥獣被害対策(捕獲)実施 |
| 芦田川府中漁業協同組合 | 情報提供と被害対策への協力 |
| 広島県東部森林組合 | 情報提供と被害対策への協力 |
| 甲奴郡森林組合 | 情報提供と被害対策への協力 |
| 府中市集落法人連絡協議会 | 情報提供と被害対策への協力 |

(2) 関係機関に関する事項

| 関係機関の名称 | 役 割 |
|--------------|-------------------------|
| 広島県東部農業技術指導所 | 鳥獣被害防止に関する助言・技術指導及び情報提供 |
| 広島県東部農林水産事務所 | 鳥獣被害防止に関する助言・指導及び情報提供 |
| 広島県農業共済組合 | 農作物被害に関する情報提供 |
| 福山市 | 情報提供と被害対策への協力 |
| 尾道市 | 情報提供と被害対策への協力 |
| 神石高原町 | 情報提供と被害対策への協力 |
| 世羅町 | 情報提供と被害対策への協力 |
| 庄原市 | 情報提供と被害対策への協力 |
| 三次市 | 情報提供と被害対策への協力 |

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

市職員を構成員とした鳥獣被害対策実施隊(令和3年度 現在9名)を設置 している。(別図2参照)

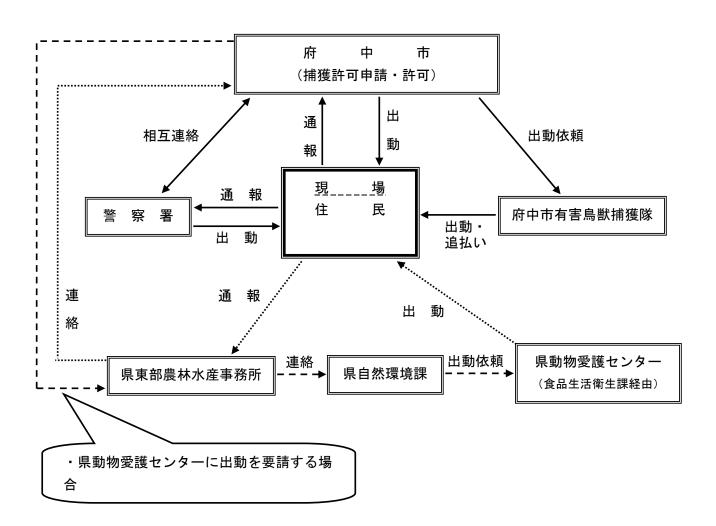
(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

該当なし

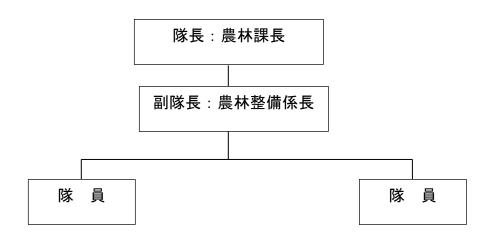
10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

該当なし

緊 急 時 の 連 絡 体 制



府中市鳥獸被害対策実施隊組織図



府中市鳥獣被害対策実施隊の業務

